



令和8年1月29日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和8年1月21日からの大雪に係る 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和8年1月21日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県は7市6町1村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【青森県】</p> <p>青森市 (あおもりし)</p> <p>弘前市 (ひろさきし)</p> <p>黒石市 (くろいしし)</p> <p>五所川原市 (ごしょがわらし)</p> <p>むつ市 (むつし)</p> <p>つがる市 (つがるし)</p> <p>平川市 (ひらかわし)</p> <p>東津軽郡今別町 (ひがしつがるぐんいまべつまち)</p> <p>東津軽郡蓬田村 (ひがしつがるぐんよもぎたむら)</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち)</p> <p>西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち)</p> <p>北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち)</p>	1月29日	令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち)			

2. これまでにとられた措置
なし

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、新野、阿部、打矢、池沼、田村

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法 (S22年法118) の概要

※平成25年度厚生労働省
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、
発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

■ 災害が発生した場合の対応

災害予防

災
害

応急救助 (災害救助法)

復旧・復興

(被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など)

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害
予防

大規
模
災害
の
おそれ

国の災害
対策本部
が設置

おそれ段階の応急救助
(災害救助法)

応急救助
(災害救助法)

復旧・復興
(被災者生活再建支援法、
災害弔慰金法など)

1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
(法第2条第1項)
- ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

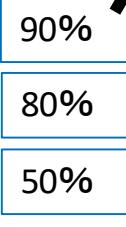
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） (救助実施の区域を除く（法2条の2）)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置 (S22～)	(6) 医療及び助産 (S22～)	(11) 埋葬 (S22～)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28～)	(7) 被災者の救出 (S28～)	(12) 死体の搜索・処理 (S34～)
(3) 炊き出しその他による 食品の給与 (S22～)	(8) 福祉サービスの提供 (R7～)	(13) 障害物の除去 (S34～)
(4) 飲料水の供給 (S28～)	(9) 住宅の応急修理 (S28～)	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の 給与・貸与 (S22～)	(10) 学用品の給与 (S22～)	

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- 特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



地方負担額

①県普通税収
入額の2%以
下→50/100

②県普通税収
入額の2%超
~4%以下
→80/100

③県普通税収
入額の4%超
→90/100

例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円